



NPO法人

食科協ニュースレター 第212号

目 次

【 食科協の活動状況 】	2
2021年2月～2021年3月の主な活動(先月報告以降)	
【 行政情報 】	
NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会 顧問 森田 邦雄	3-5
1 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について	
2 「食品安全総合情報システム」公表	
【 ★63期衛生情報通信3月号[手指消毒用アルコールの法令上の位置づけ] 】	5-7
賛助会員 東京サラヤ株式会社	
【 第4回食品の営業規制の平準化に関する検討会 議事録 】	
NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会 常任理事 小暮 実	8-16

※記事中の参照リンク先に飛べない場合はそのURLをコピーペーストして下さい。

令和 3年3月23日

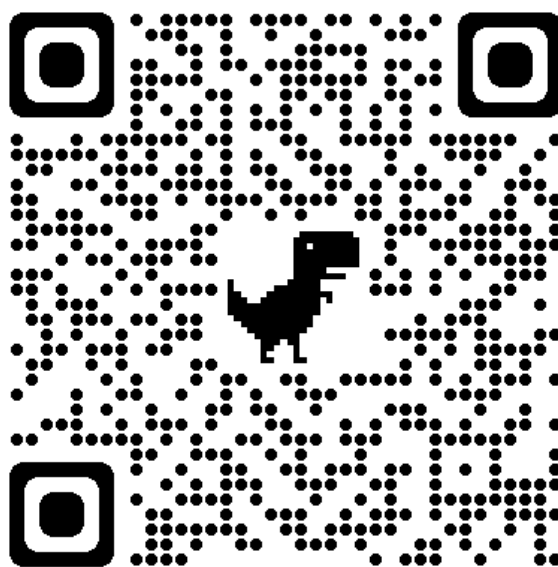
特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麺連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】**1. 2021年2月～2021年3月の主な活動**

- 2月18日 ニュースレター211号を発行。
- 2月19日 かわら版276号・かわら版ニュース&トピックス115号を発行。
- 2月26日 かわら版277号・かわら版ニュース&トピックス116号を発行。
- 2月26日 2020年度第2回食科協公開講演会開催。
- 3月02日 かわら版ニュース&トピックス117号を発行。
- 3月05日 かわら版278号・かわら版ニュース&トピックス118号を発行。
- 3月09日 かわら版ニュース&トピックス119号を発行。
- 3月12日 かわら版279号・かわら版ニュース&トピックス120号を発行。
- 3月12日 かわら版リニューアル。
- 3月16日 かわら版ニュース&トピックス121号を発行。
- 3月16日 ホームページ制作会議。
- 3月17日 第11回常任理事会・運営委員会。
- 3月19日 かわら版280号・かわら版ニュース&トピックス122号を発行。
- 3月19日 ホームページリニューアル公開準備完了
会員限定公開（**ご意見・要望募集中**）。
- 3月23日 かわら版ニュース&トピックス123号を発行。
- 3月26日 かわら版281号・かわら版ニュース&トピックス124号を発行。
- 3月26日 ニュースレター212号を発行。



上記のQRコードをスマホで読んでホームページにどうぞ

パソコンの場合のアドレスは

<https://www.ccfhs.or.jp/hp/>

になります（クリックすると飛びます）

【行政情報】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会
顧問 森田 邦雄

1 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について

2月26日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出」を新たに定め、その運用を示したもので、その主な内容は次の通り。

また、食品表示法違反等の食品について、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合においては、表示の是正を行った上で、食品としての利用を図るなど、過剰な回収による食品ロスにつながらないように、併せて食品関連事業者等へ助言するようにとしている。

届出の対象は、食品表示法第10条の2第1項に定めるとおり、食品関連事業者等が、食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合とする。なお、消費期限及び賞味期限を超過した食品であっても、同様に自ら当該食品を回収した場合、届出を要することに留意すること。

また、食品関連事業者等が、食品の自主回収の届出を既に行っている場合であっても、当該食品による消費者の生命又は身体に対する危害が報告されている場合には、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等は、法第6条第8項の規定に基づき、回収等の命令の措置を検討すること。

なお、法第10条の2第1項の規定によらないものの、アレルギーのうち「特定原材料に準ずるもの」の表示不備を理由として食品関連事業者等が自主回収を行った場合、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止の観点から、当該食品関連事業者等に対し、積極的な届出を促すこと。

食品の自主回収の届出に当たっては、食品衛生法第58条第1項の規定に基づく届出と同様に、厚生労働省の電子申請システムの活用を推奨すること。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/assets/food_labelingcms204_210226_01.pdf

2 「食品安全総合情報システム」公表

3月19日、食品安全委員会が公表した標記システムに次の記事が掲載されている。

https://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2021&from_month=

[02&from_day=19&to=struct&to_year=2021&to_month=03&to_day=05&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc](https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/20-05-05)

- (1) 欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(ECDC)、欧州連合/欧州経済領域(EU/EEA)及び英国の複数国にわたる家きん製品に関連した *Salmonella* Enteritidis sequence type (ST) 11 の集団感染に係る合同緊急集団感染評価書を公表
概要は以下のとおり。

2018年5月から2020年12月までの間、193人の *S. Enteritidis* ST 11 によるヒト症例がデンマーク(2)、フィンランド(4)、フランス(33)、ドイツ(6)、アイルランド(12)、オランダ(3)、ポーランド(5)、スウェーデン(6)及び英国(122) (括弧内は患者数) で報告された。患者の5人に1人は入院した。1人の死亡が報告された。患者の50%は18歳以下の子供であった。直近の患者は英国から2020年12月に報告された。英国の疫学的研究によって、パン粉をまぶした冷凍鶏肉製品の喫食に関連した *S. Enteritidis* 感染リスクの増加が確認された。

非加熱喫食用でない(non-ready-to-eat)鶏肉製品(パン粉をまぶした製品など)の5バッチが集団感染株と一致する *S. Enteritidis* に検査陽性であった。これらのうち3バッチはポーランドの加工会社Bによって製造されたが、そこでは *S. Enteritidis* は検出されなかった。この5つの陽性バッチはポーランドの様々な食肉供給業者、と畜場及び/又は農場に由来していた。これらの農場のいくつかは2020年に *S. Enteritidis* に陽性であった(全ゲノムシーケンス解析によるタイピングは実施されていない)。一次産業現場でのタイピング情報が十分でないため、陽性であったポーランドの農場と汚染製品との間の微生物学的関連性を確認することはできなかった。関連製品に対する管理措置が実施された(差し止めやリコールなど)。

ヒト及び食品の *S. Enteritidis* 分離株の全ゲノムシーケンス解析では、単連結法(訳注: クラスタリング法の1つで、クラスタ間の距離を、それぞれのクラスタに属する要素同士の中で最も近い要素間の距離と定義する手法)を用いたクラスタリングにより、これらの分離株が単一のクラスタ(0~3の対立遺伝子の差異)を形成することが確認された。疫学及びトレーサビリティのデータ並びに当該結果は、フードチェーンにおける共通の汚染源を示唆する。

回収が行われるよりも前に購入された関連鶏肉製品が適切に加熱調理されない場合など、これらの喫食に関連した感染リスクが依然として残っている。汚染源が不明であること、また、(検査された鶏肉製品から)他の血清型のサルモネラ属菌や(集団感染株とは異なる) *S. Enteritidis* 株が確認されたことは、これらの鶏肉製品がEU/EEA及び英国においてサルモネラ属菌感染の再発リスクとなることを示唆する。

<https://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu05560240149>

- (2) 欧州疾病予防管理センター(ECDC)、Q熱に関する2019年疫学報告書を公表
概要は以下のとおり。

1. 2019年に欧州連合/欧州経済領域(EU/EEA)では、1,069例のQ熱症例が報告され、うち958例(90%)が確定症例であった。
2. 2019年のEU/EEAの届出率は人口10万人対0.2症例であった。

3. 過去数年と同様、2019 年においても春及び夏季に症例数が増加する季節性のパターンが観察された。
4. Q 熱症例の届出率は 64 歳まで年齢とともに増加し、14 歳より上の年齢グループでは女性よりも男性の方が高かった

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05560230470>

【★63 期衛生情報通信 3 月号[手指消毒用アルコールの法令上の位置づけ】

東京サラヤ株式会社様から情報提供いただきました。



衛生情報通信
No.106

2021 Mar.18

東京サラヤ株式会社
令和3年3月18日作成

手指消毒用アルコールの 法令上の位置づけ

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌や消毒等を目的として使用するアルコールの需要が増え、「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」、「雑品」として様々な商品が販売されています。それぞれ使用できる範囲や表示できる効果に違いがあることより、食品衛生分野で使用する場合がありますが、今回は、感染対策を目的とした手指消毒用アルコールの医薬品医療機器等法上の分類の違いについてお知らせします。

！ 医薬品医療機器等法上の区分について

除菌・消毒・手指消毒用アルコールは、「**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）**」により定義され「**医薬品**」、「**医薬部外品**」、「**化粧品**」と、その対象とはならない「**雑品**」に分類されます。

医薬品、医薬部外品

「**医薬品**」と「**医薬部外品**」は、厚生労働大臣等の承認を受けて販売されるもので、品質、有効性、安全性を確保するための規定が設けられています。一般に消費者が購入しやすい「**医薬部外品**」の消毒用アルコールには、「**指定医薬部外品**」と表示することに加え、**有効成分の名称及びその分量について、容器や包装に直接記載することが求められています**。従って、これらに分類される消毒用アルコールのうち、エタノールを有効成分としているものについては、エタノールを一定の濃度で配合することが定められています。商品名等に「**薬用**」と記載のある商品は「**医薬部外品**」に当たり、商品には必ず表示があります。また、「**消毒**」といった**効果効果の表示が認められているのは「医薬品」と「医薬部外品」のみです**。「消毒」の効果効果の表示ができる「**医薬品**」、「**医薬部外品**」には、エタノール以外の成分を有効成分とする商品もあります。

(消毒) 表示が可能

手指消毒用
アルコール

75.9～81.4 vol% エタノール

500mL

指定医薬部外品

アルコール製剤 消毒用
品質等表示 必要あり

アルコール類に消毒する旨が
表示されています

化粧品

「**化粧品**」は人体に対する作用が緩和で、身体に塗擦、散布、その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされています。「**医薬品**」や「**医薬部外品**」に認められている「**消毒**」、「**薬用**」といった表示は認められていませんが、「**皮膚を清浄にする**」などといった定められた**効果の範囲であれば表示することが可能**とされています。

雑品

「**雑品**」は、物品の「**除菌**」等をうたって販売されていますが、品質は製造販売事業者等の独自の基準によって定められており、成分や含有量の変更なども製造販売事業者等の独自の判断に委ねられています。なお、「**雑品**」は基本的には手指に用いることはできません^{※2}。また、**アルコール濃度についての表示義務はありません**。

(補足1)

「**除菌**」とは、菌やウイルスの数を減らすことですが「**医薬品・医薬部外品**」以外の製品にも記されていることが多いです。「**消毒**」の語は使われていませんが、**実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もあります**（一部の洗剤や漂白剤など）。なお、その対象や程度は公的には定められていません。

※厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（令和2年8月26日時点版）

(補足2)

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定（その2））」（令和2年4月22日）において、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、**60容重%以上の商品については、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。」**といった内容を製品や広告等に記載して差し支えないとされています。

※アルコール製剤（食品添加物）は、**食品衛生法**で定められている食品添加物製剤です。エタノールを主成分とした食品の静菌・日持ち向上、食品加工機械・調理器具等の除菌目的で、多くの食品取扱現場で使用されています。食品については、食材への練り込み、漬け込みや噴霧する方法で使われます。

※参考資料：令和2年9月17日 独立行政法人国民生活センター「液体とジェルタイプの除菌・消毒・手指洗浄用アルコールのエタノール濃度」



① 2021年2月に発表された主な食中毒情報

発表日	発生場所	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	行政処分
2/1	山梨県	7人	1月23日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	3日間営業停止
2/5	佐賀県	1人	サバの刺身	アニサキス	魚介販売業	1日間営業停止
2/5	新潟県	21人	1月29日に提供した食品	ノロウイルス	飲食店営業(病院内食堂)	—
2/9	高知県	4人	1月30日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	4日間営業停止
2/10	新潟県	12人	1月25～29日までに提供した飲食物	カンピロバクター	給食(幼稚園)	2日間営業停止
2/14	埼玉県	32人	鶏の唐揚げ定食、カレーライス	ノロウイルス	飲食店営業(病院内食堂)	3日間営業停止
2/22	大阪府	12人	2月12日に提供した給食	ノロウイルス	飲食店営業(高齢者施設)	3日間営業停止
2/22	静岡県	84人	弁当	ウエルシュ菌	飲食店営業(仕出)	営業禁止
2/25	神奈川県	2人	2月23日に提供した水	次亜塩素酸ナトリウム	飲食店営業	1日間営業停止
2/25	埼玉県	718人	2月17日に提供した給食	ウエルシュ菌	給食(共同調理場・中学校)	なし (2月19～20日休業中止)
2/25	東京都	94人	2月18日に提供した給食	調査中	飲食店営業(高齢者施設)	5日間営業停止
2/26	千葉県	1人	刺身	アニサキス	飲食店営業	1日間営業停止
2/26	愛媛県	22人	折詰	ノロウイルス	飲食店営業(仕出)	4日間営業停止

●この食中毒情報は、新聞やインターネット等の情報を基に作成しています。なお、今後患者数や原因物質等が変わる場合があります。
●(―)表記は情報なし。

2021年2月に公表された主な行政情報

内閣官房	・2021年2月2日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(令和3年2月2日発出) https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitsusenhou_houkoku_20210202.pdf
	・2021年2月3日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法案が成立しました。 https://corona.go.jp/news/news_20200405_10.html
	・2021年2月12日	事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(新型インフルエンザ等対策特別措置法関係) https://corona.go.jp/news/pdf/sekoutuuchi_20210212.pdf
厚生労働省	・2021年2月10日	焼きのリ・味付けのリ製造におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書 https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000737080.pdf
	・2021年2月10日	薬生食監発0210第1号 食品衛生法第57条に基づく営業届について https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739246.pdf
	・2021年2月10日	薬生食監発0210第2号 「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部訂正について https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739247.pdf
	・2021年2月16日	【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書】小規模な水産加工業者向け https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739485.pdf
	・2021年2月26日	【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書】小規模な節製製造事業者向け https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000740832.pdf
消費者庁	・2021年2月19日	新型コロナウイルスに対する予防効果を標榜する商品等の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_210219_01.pdf
	・2021年2月26日	消費法第80号 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/assets/food_labeling_cms204_210226_01.pdf

大人気! コンテンツ

まだまだ新型コロナウイルス流行中、これだけは知っておこう!

従業員の感染対策のポイントをわかりやすく動画で解説

動画で学ぶ
感染対策

個人衛生コンテンツ!
スマホで手軽に見られます。

スマホで情報GET!

お問い合わせ先



0120-382-954

東京サラヤ株式会社 衛生学術課
コミュニケーションダイヤル



〒150-0001

東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センタービル 4F

[【2021年1月29日 第4回食品の営業規制の平準化に関する検討会 議事録 \(mhlw.go.jp\)】](#)

常任理事 小暮様から情報提供いただきました

改正食品衛生法がいよいよ6月に施行されます。

新たに営業届出が創設されましたので、該当の営業は6ヶ月以内に届け出ることとされています。

営業許可施設については、他に届出営業をしていても届出は不要と説明されていたのですが、急遽2/10に変更通知が出されています。

令和3年6月1日以降の届出業種

届出営業に関する注意点

改正法により、営業届出制度が創設されましたが、営業届出の目的は営業施設の把握であり、**既に営業許可を取得した施設については、その目的が達成されていることから、追加の届出は不要とします。**

(令和2年3月31日薬生食監発0331第11号)



これまで、許可営業者が併せて届出業種を営んでいる場合には、法第57条に基づく届出は不要と説明していましたが、改めて精査し、**許可営業者であっても、届出業種を営む場合には別途、同条に基づく届出が必要**と整理しました。なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届出を求めることとします。

(令和3年2月10日薬生食監発0210第1号)

先日、食品分析センター主催の食品輸出入研究会で東京都規格基準系の東郷さんが講話した時のPP資料を添付します。

最近、食品企業の品質管理担当者から変更理由を良く質問されるので、変更の経緯を東京都規格基準系に確認したところ、1/29に開催された下記の議事録を紹介されました。

[2021年1月29日 第4回食品の営業規制の平準化に関する検討会 議事録 \(mhlw.go.jp\)](#)

議事録での発言されている食品産業センターの富松さんにも電話して状況を聞いたところ、「食品衛生法第57条に届出なければならない」と記載されているので届出なくても良いという通知は出せない。ということの様でした。

標準化委員会での検討もほとんどなく2/10には通知が出されていますので検討委員も当惑されておられるとのことでした。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17067.html

以下、議事録抜粋

○事務局

2つ目ですけれども、前回の検討会の中で、全体的なこれまでの議論を一回整理させてもらったものがありまして、その中で届出や許可など標準様式の御説明をした際、富松構成員から様式の食品を書く欄がちょっと小さいではないかとの御指摘を受けて、そもそも今回の制度の設計については、事業者の情報をきちんと把握するとか、作っている食品が何かとか、そういった情報をきちんと把握すべきではないかという御指摘をいただいております、それに関連した回答ということでございます。

食品衛生法の改正で今回届出制度を創設したということでございまして、施設の存在をきちんと把握しましょうということと、施設の営業内容をきちんと把握するということところが大きい目的ということでございました。特に施設の存在を把握するということなのですが、これまで一律に把握していたのが、許可を持っている34業種。これは法律できちんと申請をなさいということになっていますので、把握はできているのですけれども、それ以外の届出業種については一律に把握ができているかという、そうではないという状況でございました。今回 HACCP の制度化もあって、許可業種以外の業種も把握するという目的で、届出業種というのを設定したということでございます。

届出業種については、きちんとその施設の存在を把握するという目的の下、これまでの自治体への説明会とかの場で、許可営業を持っている施設と、併せて届出営業も行っている施設については、既に施設の存在は許可の申請で把握ができているので、改めて届出をする必要はないという御説明をさせてもらっているというところであったのですけれども、ただ、施設の存在は把握できているのですが、一方で、その施設の営業内容は十分に把握できていないということもありまして、そうすると、監視指導をする際や事故が発生した際に、そういった情報をもって速やかに対応できるかどうかということが必要になってきますので、やはりきちんと施設の営業内容を把握するということが必要だと考えております。

したがいまして、これまで施設で許可を持っていて、プラス営業の届出を行っている施設については改めて届出をする必要はないと説明していたのですが、そこは訂正をして、届出業種の営業を行っている施設については、改めて届出も行っていただいて、きちんと営業内容を把握していくということで訂正をしたいということでございます。この内容についてはまた改めて通知をしていきたいと考えています。

以上です。

○五十君座長

富松構成員、何かコメントありますか。

○富松構成員

許可業種の方々が作っている製品群とか製品情報とかを把握すべきだとは思いますが、その方々にあえて届出をさせるという意図はありません。ただ、1施設1許可の原則を重視すると、許可業種の名前の中にそれ以外に作っているものが全部隠れ込んでしまうので、状

況把握ができなくなるということで、主たる製品だけ把握できればいいのではないかなと思ったのですが、改めて許可業種の方に届出とかその他の営業許可をどんどん追加していくような形になるのは本来ではない。本末転倒だと思います

私は、何か事故などがあったときに情報を把握するのには、主たる製品がもう少し正確に把握できるようにするべきかと。そのためには、主たる製品のところにもっと複数書き込めればいいのではないかと思います。別途届出をするべきだと言った覚えは全くありません。本来申請とか届出はシンプルなほうがいいに決まっています。許可申請もやり、届出もやりということになると、ほかの許可業種の製品を作っていたら、それも営業許可を取れということで、1施設1許可と違う話になっていきますよね。

○事務局

はい。今回届出の件については、法律の中で届出をするということが決まっています、届出については、許可もしくは食鳥の処理施設等以外の営業を行っている場合、届出をしなければならないと決まっております。ですので、届出についても、届出業種を29業種設定をしていて、販売業等、許可ではない業種をそこで把握するというところでございます。

○富松構成員

許可業種の方に改めてそれ以外の届出をやっていただくというのは、私の本意ではございませんでした。

十歩下がってそういう形だとしても、そうすると、ある許可業種を取っていれば、主たる製品でない中で、ほかの許可業種のものを作っているという状況はあり得ると思うのです。その情報は別途許可を申請しない限り把握できないことになりますね。私としては、主たる製品のところにしっかりと情報が入ればいいのではないかなと思ってただけでして、申請とか許可の手間を増やすというのは本来ではないですよね。

○五十君座長

おそらく欄を大きくして、主たるもの以外を書いてもらえば、あえて届出をする必要はないのではないかなという趣旨で御発言いただいたということですね。

○富松構成員

そういうことです。

○五十君座長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

法律的な話は、先ほどお話ししたとおり、届出をしなければいけないということになっています。あと、手続の手間については、今、構築している食品衛生のシステムの中で手間がかからないような形で手続ができるということを考えております。

○富松構成員

それだと、許可業種兼届出業種というのがたくさんできてしまうということですか。

○事務局

そういうことです。

○富松構成員

許可業種でかつその他製品を販売しているという事業者もたくさんあるのですが、それは許可業種で。

○事務局

ごめんなさい。もう一度お願いします。

○富松構成員

何とかの販売というのは、販売だけする場合には届出業種となりますよね。

○事務局

はい。

○富松構成員

許可業種のを販売していれば、それは許可業種ですね。

○事務局

はい。

○富松構成員

それ以外のものも販売していれば、そこは届けなさいということになって、いろんなものを販売していたとしたら、何十種類の届出をやらなくてはいけないということですか。

○事務局

届出については、主たるものを届出してもらおうと考えておりまして、例えば販売店、多品目を扱っているコンビニエンスストアとかスーパーマーケットというような場合は、そういった業種を設定しておりますので、その業種を選定して届出をしていただくことになります。

○富松構成員

私が前回申し上げたのは、監視指導をする側として営業を把握するために、主たる製品をもう少し情報として取るべきではないかということで、別途届出をやらせる、手間が増えるようなことを要求したつもりはないのですが、法のたてつけ上、そうならざるを得ないという解釈なのでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。

○富松構成員

今まで聞いていたのと全然違うのですけれども。私が余計なことを言って余計な仕事が増えてしまったような。

○事務局

いえ。富松構成員がきっかけというわけではないのですが、そもそも私どもの法律の運用の在り方というところが、今まで御説明が誤っていたというところがありましたので、今回この場で訂正をさせていただくということでございまして、前回きちんと品目とかを把握すべきだということもありましたので、届出の機会を設けて、本来の形に戻したということなのですが、その際にその品目についても確認することができるということでございます。

○五十君座長

いかがですか。

○富松構成員

営業規制の取りまとめの分厚い冊子から見返してみたいと思いますが、その中に許可もさせて、届出もさせるというような内容はなかったように思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

そこは、これまで法律の中で許可の方は許可の申請をする、届出の方は届出をするということになっておりまして、私どものこれまでの自治体向けの説明の中で、許可を持っている方は改めて届出を必要はないという誤った説明をしておりましたので、これをこの場で訂正をさせていただくということでございます。

○富松構成員

許可の方に改めて届出をする必要はなく、ただ届出業種の商品を主たる製品のところに情報として入れればいいだけのような気がするのですけれども。

○事務局

それは届出の仕方の話になりますので、簡便な方法を工夫しています。

○富松構成員

同じ書式の中で届出兼許可という書き方をするということですか。

○事務局

書面の書式はそのように作っております。システム上でも事業者の情報などは一度入力すれば、その情報を利活用できますし、あとは届出業種について業種を選択していただいて、登録をしてもらうという操作になりますので。

○富松構成員

用紙案ができたなら教えてください。見させていただいてよろしいですか。

○事務局

分かりました。

○五十君座長

ほかの構成員いかがですか。稲見構成員、どうぞ。

○稲見構成員

たしか営業規制の検討会の中で届出業種がなぜ必要かという議論があったと思ひまして、その中で、どんな営業をしているのか、どこにそういう方がいるのか分からないので届出が必要だと。許可の人については、もう既に許可という形で行政が把握しているので、それは、届出は必要ないですよという整理ですと来たような気がして、ここに来て、許可業種も届出が必要なのですよという話が新たに出てきて、今、驚いているところです。私どもとしては新制度についてアナウンスを始めている段階でございまして、ここで方向転換ということ、非常に混乱するかなと思っております。それでも許可の事業者の方も届出が必要だと厚生労働省は考えていらっしゃるということでしょうか。

○五十君座長

事務局、いかがですか。本質的で重要なポイントの御指摘であるという気がするのですが。

○事務局

法律上、そのような構成になっておりますし、施設の存在は許可の情報で把握することができるのですが、許可の営業内容以外の情報については、届出の営業をやっているのであれば、その内容の情報を持っておりませんので、そういった情報をきちんと把握しておく必要があると考えております。

○五十君座長

私も、今、御意見がありましたように、従来は、届出制度は許可業者でない事業者を、食品を扱うのだから掌握しましょうという考え方で議論されて、皆さんそのように理解していたと思っておりました。既に営業許可を取得している場合は届出をしなくていいのだという考え方で説明されていたのを納得していたというのが実情であると私も認識していました。今回の改めて届出は法律的にはしなくてはいけないという話だと、今までの説明や理解と違ってしまうと思われるのですが。これは課長から説明していただいた方がよろしいかと。

○三木食品監視安全課長

補足になりますけれども、当初の検討会の議論の中で、許可と届出制度の創設する理由の一つとしては、HACCPの管理が義務づけられるということになったので、HACCPの管理をちゃんとできているかどうかを監視指導するには、その存在をまず把握しないといけないので、届出の制度をつくって、公衆衛生上必要がないものを除いては、すべからず行政がその所在を把握できるようにしておきましょうというようなスタートだったと思います。

そういう意味から言うと、許可を取っているところについては、保健所が許可の内容については把握をしているので、届出は必要ないだろうという整理で、こちらもそのように説明をしていたと思うのですが、そもそも届出の内容について保健所では十分把握できていないということも含めて、省令の書きぶりでしたか。

○事務局

法律上になります。

○三木食品監視安全課長

法律上、許可と届出の書きぶりを並列にしているので、許可を出していれば届出をしていなくていいというようなたてつけになっていないというのが現状です。なので、許可の申請書の中には備考欄とかもあるので、1施設1許可の原則上は、ほかの許可の内容については備考欄に書いていただくということになると思うのですが、届出の内容はそこには書けないということなので、届出をしていただかなければいけないという話になっています。

ただ、届出についても、いろんなことをやられている場合は、主たる届出で済むようにしておりますし、システム上でも幾つか選べるようになっていきますので、そういう届出の仕方です事業者さんの負担にはならないようにしていこうと思っているというところです。

法令上の補足については法令担当からお願いします。

○事務局

新食品衛生法の第57条に「営業（第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ届け出なければならない」という規定になっている。この規定を見ますと、営業許可を有しているからといって、その者が届出をしなくてい

いといった運用を許容していると解釈するのはなかなか難しいのではないかと考えておりまして、今回改めて許可業者であっても届出事業を営んでいる方については届出をしてもらう必要があるのではないかというふうにお示したところでございます。

○五十君座長

時間がかかりそうですが、どうでしょうか。富松構成員、どうぞ。

○富松構成員

法律の条文には確かにそのように書いてあるのですが、それは解釈というのがあっていいかなと思います。通知とかで修正があってもいいのかなと思うのですが、もう既に猶予期間等々について通知がされていまして、今、許可業種があるものだったら、次の更新時期までそのまま継続できますし、新たなものは3年間猶予期間あるとなっています。これに対し6か月猶予期間しかない新たな届出というものが入ると、二度手間、三度手間の申請や届出の負担を事業者が強いることになります。これは、今まで説明を受けていた我々からすると、納得のできない経過措置になってしまうと思います。納得ができませんね。その部分についての解釈を通知等々で出していただくほうが、問題が起きにくいと思うのですがいかがでしょうか。

むしろ欲しいのは、どういう営業がなされているか、どういう製品が扱われているかの情報だと思うので、届出をさせること自体が目的になるというのはおかしいような気がするのですが。

○五十君座長

法律上、今の趣旨、届出が省略できるような通知を出すことはできるのですか。

○事務局

法律で規定されていることでございますので、それを通知でひっくり返すようなことはなかなか困難なのではないかなと考えております。

○五十君座長

ということですが、皆さん、驚いたという表情がほとんどのようですが。誰かありますか。自治体の方、直接影響してくると思うのですがいかがですか。斉藤構成員、確認してよろしいですか。先ほどの方向性で徹底されていくというお話ですが、いかがですか。

○斉藤構成員

北海道の斉藤でございます。

今の話を聞いていて、急にええられたのでびっくりしているところございまして、稲見構成員も言っていましたが、既に周知等をしていっている状況の中で、これをまたひっくり返すというのは非常に混乱を招くかなと思っております。できれば今までどおりの見解の形で何とかできるような形に持っていっていただけるというのが、混乱を招くことなく6月1日施行に向けてできるのかなと思っているところでございます。よろしくお願いします。

○五十君座長

福岡、田村構成員、いかがですか。

○田村構成員

田村です。まさに同じですね。特に加えて申し上げることはございません。

○五十君座長

ありがとうございました。

私自身も、今までの議論でそのように構成員の方々は認識しておられたのかなという、そうではなかったという気が致しました。ただ、今のお話ですと、法律的には対応のしようがないということなのですが、運用などで対応することはできないのですか。

○三木食品監視安全課長

対応の仕方がないというか、申請様式は同じなので、許可申請書兼届出書なので、富松構成員が言われたような、同じ申請様式の中で備考欄とか届出欄とかもありますので、そこに書いていただくことで、結局、届出をすることになりますが、手続的には変わりはないというような整理がつけられないかというのは、ちょっと検討してみます。

○五十君座長

富松構成員。どうぞ。

○富松構成員

その場合の期間。許可業種に与えられた猶予期間と届出に与えられた猶予期間が違いますので、そこについては緩和された措置をいただければと思います。でないと、今まで説明したことを大きくひっくり返し、しかも届出の人は6か月以内に。今まで届出の必要がなかったと思っていた人たちも、届出のために許可申請を書き直すみたいになりますよね。先ほどの説明では、今やっている許可業種はそのまま継続していいとおっしゃられていましたが、そこに販売とかが入っていて、届出が加わるとしたら、届出時に許可を申請しろとかいう話になりかねないので、そこに対する別途猶予というか、何かの施策が欲しいと思います。

○五十君座長

なるべく混乱を来さない形での対応を事務局で検討していただいたほうがよろしいのではないかというのが、検討会の構成員の皆さんが感じているところであると思います。大変申し訳ありませんが、御検討をお願いいたします。何か良い方法があると思いますので、御提案をいただきたいと思います。

○三木食品監視安全課長

いずれにしろ、営業者の方が何をやっているかというのは把握をしないといけないので、富松構成員の言われたような許可行為だけではなく、届出の行為もやられていけば、その把握をどの時点でどういう形でするかということもありますし、基本的には食品衛生監視員の方が監視指導で巡回されたときに、何をしていますかということをも十分把握しておかないといけないと思いますので、そういうのが効率的にどういう形でできるのかどうかということも含めてちょっと検討したいと思います。

○五十君座長

すみませんが、御検討はしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、この件に関しましては事務局にお任せして、検討していただくということにいたします。次にまいります。3番目について、御発言をお願いできますか。

議事録での発言されている食品産業センターの富松さんにも電話して状況を聞いたところ、「食品衛生法第57条に届出なければならない」と記載されているので、届出なくとも良いという通知は出せない。ということの様でした。

標準化委員会での検討もほとんどなく 2/10 には通知が出されていますので、検討委員も当惑されておられるとのことでした。

届出業種については、下記の通知のとおりです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000624120.pdf>

参考まで
